

神戸市営地下鉄ポイント還元サービス利用規約

令和6年12月1日

神戸市交通局

(目的)

第1条 この規約は、神戸市交通局（以下、「本市」という。）が、西日本旅客鉄道株式会社が発行するIC証票乗車券（以下、「ICOCA乗車券」という。）の利用者に対して提供する神戸市営地下鉄ポイント還元サービス（以下、「本サービス」という。）の内容及び適用条件等を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の規定するところによる。

2 この規約に定めのない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下、「高速鉄道乗車料規程」という。）、神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程（平成18年9月交規第3号。以下、「IC乗車券規程」という。）、神戸市交通局ICOCA乗車券取扱規程（平成29年3月交規程第12号）の規定等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規約における主な用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「利用者」とは、本規約に同意のうえ、本サービスに利用登録した個人のことをいう。
- (2) 「対象路線」とは、別表第1号に規定する本市高速鉄道路線、並びに別表第2号に規定する他社路線をいう。
- (3) 「ポイント」とは、本サービスにより付与される電子的な特典情報、並びに本市が連携する他社サービスにより付与される電子的な特典情報をいう。
- (4) 「ポイント残高」とは、本サービスにより付与されたポイント、並びに本市が連携する他社サービスにより付与されたポイントの合計をいう。

- (5) 「利用月」とは、月初日の営業開始から月末日の営業終了までの1か月間をいう。
- (6) 「ストアードフェア（以下、「SF」という。）」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値で、専ら料金の支払いに充当するものをいう。
- (7) 「同一普通運賃区間」とは、高速鉄道乗車料規程第3条第1項第1号に定める区数が同一の区間をいう。運賃の額が同一であっても、区数の区分が異なる場合は、同一普通運賃区間とはみなさない。
- (8) 「他社サービス」とは、本市以外の他事業者（以下、「他社」という。）が提供する、ICOCA乗車券による他社路線の利用に基づいてポイントを付与する本サービスと同種のサービスで、本市が認めたサービスをいう。
- (9) 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (10) 「平日」とは、土曜日及び休日以外の日をいう。

（利用登録）

第4条 利用者は、本規約に同意のうえ、別表第3号に規定する駅の券売機において、ICOCA乗車券の利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市が別に定める方法により、ICOCA乗車券の利用登録を行うことがある。

3 利用登録に必要な情報は次の各号のとおりとする。

- (1) ICOCA乗車券の裏面に記載のJWから始まる17桁のカード番号（券売機がICOCA乗車券から自動的に取得する）
- (2) 利用者の氏名
- (3) 利用者の生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 確認番号（電話番号の下4桁が自動的に設定される）

4 利用登録は、本サービスのシステムに前項各号の情報が登録された時点で

完了するものとし、当該利用登録が完了した日の属する月の月初日に遡り、本サービスの提供を受けることができる。

(利用登録の制限)

第5条 利用登録は個人のみが行うことができるものとする。法人その他の団体は利用登録を行うことができない。

2 利用希望者は、自らが利用する以外の ICOCA 乗車券を用いて利用登録を行うことはできない。利用者が複数枚の ICOCA 乗車券を利用しているときは、ICOCA 乗車券ごとに利用登録を行うことができる。

3 利用希望者は、本規約に同意しない場合には、本サービスの提供を受けられないものとする。また、暴力団、総会屋その他の反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人等）に該当する者またはこれらに準じる者であると認められる者は、利用登録を行うことはできない。

4 利用登録の完了後、当該利用者が前項後段の規定に該当することが判明した場合、本市は、本サービスにおける利用登録を無効とし、利用登録を解除できるものとする。

5 前項の規定により利用登録を解除したときは、第6条の規定により本市が連携する他社サービスに自動的に反映されるものとする。

(他社サービスとの連携)

第6条 本市は、本サービスにおける利用者の利便性向上を図るため、本サービスと同様のサービスを導入する他社と連携する場合がある。

2 本市が連携する他社サービスは、別表第2号のとおりとする。

3 第1項に規定する場合において、本市は、利用者が別表第2号に規定する他社路線を利用したときにもポイントを付与するものとするが、この場合の付与条件及び付与するポイントの計算方法等は本規約によらず、当該他社の定める規約によるものとする。

4 第1項の規定に基づき、他社と連携する場合は、本市はあらかじめ本市 Web サイトへの掲載や、その他の相当な方法で周知するものとする。なお、連携する他社サービスの提供を受けることを希望しない場合は、本サービスの提

供を受けることはできない。その場合は、第 8 条の規定により、利用登録の解除を要するものとする。

(利用登録の確認・変更)

第 7 条 利用者は別表第 4 号に規定する駅または他社の一部の駅において、利用者本人の申請により利用登録の確認及び変更を行うことができる。なお、申請には所定の申請書の提出と、利用者の利用登録を確認できる公的証明書等の呈示を要するものとする。

2 前項の規定において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等と委任状並びに代理人の公的証明書等の呈示により、利用登録の確認及び変更を申請することができる。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書等の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要とする。

3 第 1 項に規定する利用登録の変更において、登録した氏名の変更はできないものとする。ただし、婚姻等による名義変更のほか、誤った氏名を登録した場合など、変更について本市が合理的であると判断した場合を除く。この場合、変更内容を証明する公的証明書等の呈示を要するものとする。

4 第 1 項の規定により利用登録を変更したときは、前条の規定により本市が連携する他社サービスに自動的に反映されるものとする。

(利用登録の無効・解除)

第 8 条 利用登録後、当該 ICOCA 乗車券の SF 残額を使用して、本サービスまたは他社サービスの対象路線を最後に利用した日の属する月の翌月から起算して 12 か月間、当該 ICOCA 乗車券の SF 残額による対象路線の利用がなかった場合は、本サービスにおける利用登録が無効となり、本規約に規定する一切のサービスの提供を受けることができないものとする。

2 前項の規定により利用登録が無効となった場合でも、第 4 条の規定に基づき再度利用登録を行うことができる。

3 利用登録を行った ICOCA 乗車券を払い戻した場合で、第 17 条に規定する利用登録及びポイント残高に関する情報の引継ぎをしなかった場合は、利用

登録を解除したものとみなし、本規約に規定する一切のサービスの提供を受けることはできない。

- 4 利用者は、別表第4号に規定する駅または他社の一部の駅において、利用者本人の申請により利用登録の解除を行うことができるものとする。この場合、解除の手続きが完了した後は、本規約に規定する一切のサービスの提供を受けることはできない。なお、申請には所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等の呈示を要するものとする。
- 5 前項の規定において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等と委任状並びに代理人の公的証明書等の呈示により、利用登録の解除を申請することができるものとする。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書等の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要とする。
- 6 IC乗車券規程等の規定によりICOCA乗車券を無効として回収した場合は、利用登録が解除され、本規約に規定する一切のサービスの提供を受けることができないものとする。
- 7 第1項の規定により利用登録が無効となったとき、並びに第4項及び第6項の規定により利用登録が解除されたときは、第6条の規定により本市が連携する他社サービスに自動的に反映されるものとする。

(ポイントの付与)

- 第9条 本市は、利用者がICOCA乗車券のSF残額を用いて別表第1号に規定する本市高速鉄道路線を乗車した利用月における利用に対し、第10条から第12条に規定する方法に基づいて算出した同一普通運賃区間ごとのポイントの合計と第13条に規定する方法に基づいて算出したポイントを合算して10ポイント未満の端数を切り捨てた値を、ポイント残高として付与する。
- 2 ポイントの付与は利用登録を行ったICOCA乗車券に対して行い、複数枚のICOCA乗車券に対して利用登録を行った場合の付与ポイントの合算はできないものとする。
 - 3 第1項に規定するポイントは、利用月の翌月15日に付与されるものとする。

る。

- 4 前項の規定にかかわらず、本市の運営上の都合により、ポイントを付与する日に変更となる場合がある。

(普通ポイントの付与)

第 10 条 普通ポイントは、利用月における同一普通運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与する。

利用回数	付与率	算出方法	端数処理
同一普通運賃区間の 1 回目から 10 回目までの利用	なし		
同一普通運賃区間の 11 回目以降の利用	10%	同一普通運賃区間の普通運賃×(利用回数-10回)×付与率	1ポイント未満の端数は切り捨て

- 2 小児用 ICOCA 乗車券の利用に対するポイントは、同一普通運賃区間の利用回数を基に、前項に定める方法により、小児普通運賃を用いて 1 ポイント単位で算出して付与する。

- 3 ICOCA 定期券の SF 残額を使用して、券面に表示される通用期間内に、通用区間外となる別表第 1 号に規定する本市高速鉄道路線を利用したときも利用回数に合算する。

(昼間ポイントの付与)

第 11 条 昼間ポイントは、利用月における土曜日、休日及び平日のうち管理者が定める日並びに管理者が定める日以外の平日の午前 10 時から午後 4 時までの間に乗車する駅において改札を受けた同一普通運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与する。

利用回数	付与率	算出方法	端数処理
同一普通運賃区間の 1 回目から 5 回目までの利用	なし		
同一普通運賃区間の 6	10%	同一普通運賃区間の普通運賃×(利用回数-5	1ポイント未満の端数は切り捨て

回目以降の利用		回) ×付与率	
---------	--	---------	--

2 小児用 ICOCA 乗車券の利用に対するポイントは、同一普通運賃区間の利用回数を基に、前項に定める方法により、小児普通運賃を用いて1ポイント単位で算出して付与する。

3 ICOCA 定期券の SF 残額を使用して、券面に表示される通用期間内に、通用区間外となる別表第1号に規定する本市高速鉄道路線を利用したときも利用回数に合算する。

(土休日ポイントの付与)

第12条 土休日ポイントは、利用月の土曜日、休日及び平日のうち管理者が定める日における同一普通運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与する。

利用回数	付与率	算出方法	端数処理
同一普通運賃区間の1回目から5回目までの利用	なし		
同一普通運賃区間の6回目以降の利用	20%	同一普通運賃区間の普通運賃 × (利用回数 - 5回) × 付与率	1ポイント未満の端数は切り捨て

2 小児用 ICOCA 乗車券の利用に対するポイントは、同一普通運賃区間の利用回数を基に、前項に定める方法により、小児普通運賃を用いて1ポイント単位で算出して付与する。

3 ICOCA 定期券の SF 残額を使用して、券面に表示される通用期間内に、通用区間外となる別表第1号に規定する本市高速鉄道路線を利用したときも利用回数に合算する。

(特定ポイントの付与)

第13条 前3条の規定にかかわらず、特定の期間・時間・区間等(以下、「適用条件」という。)を別に定め、それに該当する ICOCA 乗車券の利用月の SF 利用に対してポイントを付与することがある。

2 前項に規定する適用条件には、本市高速鉄道路線から本市が連携する他社

サービスの他社路線までの区間を定めることがある。

3 第1項に規定する適用条件及びポイントの計算方法は、あらかじめ本市 Web サイトへの掲載や、その他の相当な方法で周知する。

(ポイント残高の効力及び有効期限)

第14条 本サービスの利用登録を行った ICOCA 乗車券を払い戻した (ICOCA 定期券の定期券機能のみの払戻しは除く) 場合、当該 ICOCA 乗車券のポイント残高は全て無効となる。

2 ポイント残高の有効期限は、ポイント付与した月を含む3か月後の月末とする。その期限内に第16条に規定するポイント残高のチャージ、もしくは有効期限の延長が行われなかった場合は、該当するポイント残高は有効期限切れとして失効する。

(ポイント残高に関する情報の確認)

第15条 利用者は、別表第3号に規定する駅の券売機または他社の駅の一部の券売機等において、有効期限内のポイント残高に関する情報を確認することができる。

(ポイント残高のチャージ)

第16条 利用者は、別表第3号に規定する駅の券売機または他社の駅の一部の券売機等において、利用登録を行った ICOCA 乗車券のポイント残高を、1ポイント1円に換算して SF にチャージすることができるものとする。

2 チャージすることができるポイントは、本規約の定めにより本市が付与するポイントと、第6条の定めにより連携する他社サービスにおいて付与されるポイントを合算したポイントとする。付与されたポイントの一部を利用者が任意に指定してチャージすることはできない。

3 別表第3号に規定する駅の券売機では、ICOCA 乗車券の SF 残高が 20,000 円をこえない範囲で、ポイント付与された月単位に有効期限が短いものから順にチャージする。

4 チャージには利用登録を行った確認番号の入力を必要とする。確認番号を1日(営業開始から営業終了まで)に10回誤って入力した場合は、入力制限がかかり当日中のチャージができなくなるものとする。

- 5 前項の規定によりチャージができなくなった場合は、翌日以降に再度正しい確認番号を入力するか、利用者本人が別表第4号に規定する駅または他社の一部の駅において、入力制限解除の申請を行うことでチャージすることができるものとする。なお、入力制限解除の申請には、所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等の呈示を必要とする。
- 6 前項の規定において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等と委任状並びに代理人の公的証明書等の呈示により、入力制限の解除を申請することができる。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書等の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要とする。
- 7 チャージすることにより、ICOCA乗車券のSF残高が20,000円をこえるためチャージできないときは、別表第3号に規定する駅の券売機または他社の駅の一部の券売機等において、ポイント残高の有効期限を1回に限り当該有効期限の翌月末日まで延長することができるものとする。
- 8 チャージが完了したポイント残高は、再度ポイント残高に戻すことはできない。
- 9 第4項及び第7項に規定するチャージができない場合で、第14条第2項の規定によりポイント残高が失効した場合であっても、本市はその責を負わない。
- 10 ポイント残高は別のICOCA乗車券にチャージすることはできないものとする。
- 11 ポイント残高は現金と交換することはできないものとする。
- 12 チャージ後のSFの取扱いについては、IC乗車券規程等に従うものとする。
(利用登録及びポイント残高に関する情報の引継ぎ)

第17条 ICOCA乗車券の紛失、盗難等により、別のICOCA乗車券を使用する場合またはICOCA乗車券の障害等により再発行する場合は、別表第4号に規定する駅または他社の一部の駅において、利用者本人の申請により、当該ICOCA乗車券の利用登録及びポイント残高に関する情報(以下、本条におい

て「登録情報等」という)を新しい ICOCA 乗車券に引き継ぐものとする。なお、申請には所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等の呈示を要するものとする。

2 小児用 ICOCA 乗車券の有効期限切れのため、別の ICOCA 乗車券を使用する場合は、別表第 4 号に規定する駅または他社の一部の駅において、利用者本人の申請により、当該小児用 ICOCA 乗車券の登録情報等を新しい ICOCA 乗車券に引き継ぐものとする。なお、申請には所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等の呈示を要するものとする。

3 前各項の場合において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書の提出と、利用者本人の利用登録を確認できる公的証明書等と委任状並びに代理人の公的証明書等の呈示により、登録情報等の引継ぎを申請することができるものとする。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書等の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要とする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、本市のシステム上の都合や係員の取扱い誤りにより ICOCA 乗車券を交換する必要があると本市が判断した場合は、交換前の ICOCA 乗車券の登録情報等を新しい ICOCA 乗車券へ引き継ぐことがある。

5 第 1 項、第 2 項または第 4 項に規定する引継ぎを行う新しい ICOCA 乗車券は、本サービス並びに他社サービスにおいて未登録の ICOCA 乗車券に限るものとする。

6 第 1 項、第 2 項または第 4 項の規定により登録情報等を引き継いだときは、第 6 条の規定により本市が連携する他社サービスに自動的に反映されるものとする。

(ポイントの訂正)

第 18 条 本市は次の場合に、第 9 条の規定により本市が付与したポイントを訂正することができるものとする。

(1) 本市が誤ってポイントを付与した場合

(2) その他、本市が付与したポイントを訂正することが適切であると判断

した場合

2 前項の規定によりポイントを訂正したときは、第6条の規定により本市が連携する他社サービスに自動的に反映されるものとする。

(ポイントの譲渡)

第19条 ポイントは第三者に譲渡することはできないものとする。

(ポイントの不正入手)

第20条 本規約に規定する以外の方法で不正にポイントを手に入れた場合は、IC乗車券規程等の規定により、当該ICOCA乗車券を無効として回収する。この場合、保有するポイントは無効とする。

(本サービス提供の制限または停止)

第21条 本市は、IC乗車券規程の規定等によるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限または停止することがある。

2 前項に規定する本サービス提供の制限または停止に対し、本市はその責を負わない。ただし、当該制限または停止が、本市の故意または重過失によって生じた場合は除く。

(免責事項)

第22条 ICOCA乗車券の紛失・盗難等により、第三者がポイント残高を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、本市はその責を負わない。

2 確認番号を使用した手続き・操作等については、利用者本人が行ったものとみなし、そのために生じた利用者の損害については、本市はその責を負わない。

3 その他、本市の責に帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、本市はその責を負わない。

(規約の変更・本サービスの終了)

第23条 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または本市の経営状況に変化があった場合、その他の合理的な必要性がある場合は、本市は本サービスの内容について変更することができるものとする。また、本市は理由の如

何を問わず本サービスの提供を終了することができるものとする。

2 前項の規定により本サービスの内容を変更または終了する場合は、あらかじめ本市 Web サイトへの掲載や、その他の相当な方法で周知する。

(個人情報利用・預託)

第 24 条 本市は、利用者が登録した個人情報を、本サービスの提供に必要な次の各号の利用目的の範囲内で利用する。

(1) 利用登録に関する事務手続きのため

(2) ポイント付与に関する事務手続きのため

(3) チャージに関する事務手続きのため

(4) 不測の事態における本市から利用者への連絡のため

(5) 経営分析の基礎データとしての活用、並びに統計情報作成のため

2 本市は、利用者が登録した個人情報の利用において、その個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督したうえで、第三者に取扱いを委託する場合がある。

(準拠法)

第 25 条 本規約及び各サービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとする。

(合意管轄)

第 26 条 本サービスに関連して本市と利用者または利用希望者との間に生じる一切の紛争は神戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

附 則

(実施期日)

この規約は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1号

本サービスのポイント付与対象となる本市高速鉄道路線

■神戸市営地下鉄ポイント還元サービス

対象路線	サービス提供事業者	区 間	
神戸市営地下鉄線	本 市	西神・山手線	新神戸－西神中央
		海岸線	三宮・花時計前－新長田
		北神線	新神戸－谷上

別表第2号

本市が連携する他社サービスのポイント付与対象となる他社路線

■阪神電車ポイント還元サービス

対象路線	サービス提供事業者	区 間	
阪神線	阪神電気鉄道株式会社	本線	大阪梅田－元町
		阪神なんば線	尼崎－大阪難波
		武庫川線	武庫川－武庫川団地前
神戸高速線	阪神電気鉄道株式会社	阪神神戸高速線	元町－西代
	阪急電鉄株式会社	阪急神戸高速線	阪急神戸三宮－新開地
	神戸電鉄株式会社	神鉄神戸高速線	湊川－新開地

■山陽電車ポイント還元サービス

対象路線	サービス提供事業者	区 間	
山陽線	山陽電気鉄道株式会社	本線	西代－山陽姫路
		網干線	飾磨－山陽網干

■能勢電車ポイント還元サービス

対象路線	サービス提供事業者	区 間	
能勢線	能勢電鉄株式会社	妙見線	川西能勢口－妙見口
		日生線	山下－日生中央

■阪急電車ポイント還元サービス

対象路線	サービス提供事業者	区 間	
阪急線	阪急電鉄株式会社	神戸本線	大阪梅田－神戸三宮
		伊丹線	塚口－伊丹
		今津線	今津－宝塚
		甲陽線	夙川－甲陽園
		宝塚本線	大阪梅田－宝塚
		箕面線	石橋阪大前－箕面
		京都本線	大阪梅田－京都河原町
		千里線	天神橋筋六丁目－北千里
嵐山線	桂－嵐山		

■ 神戸電鉄ポイント還元サービス

対象路線	サービス提供事業者	区 間	
神戸鉄線 (神戸高速線を除く)	神戸電鉄株式会社	有馬線	湊川－有馬温泉
		三田線	有馬口－三田
		公園都市線	横山－ウッディタウン中央
		粟生線	鈴蘭台－粟生

別表第3号

本サービスの取扱駅（券売機）

西神・山手線	新神戸、三宮、県庁前、大倉山、湊川公園、上沢、長田、新長田、板宿、妙法寺、名谷、総合運動公園、学園都市、伊川谷、西神南、西神中央
海岸線	三宮・花時計前、旧居留地・大丸前、みなと元町、ハーバーランド、中央市場前、和田岬、御崎公園、苅藻、駒ヶ林、新長田

別表第4号

本サービスの取扱駅（駅係員）

西神・山手線	新神戸、三宮、新長田、名谷、西神中央
海岸線	三宮・花時計前、ハーバーランド、新長田